

松前町子育て短期支援事業について

家族の養育環境を整備するための事業です。
児童養護施設、里親に委託して、事業を行います。



短期入所生活援助(ショートステイ)事業



実施施設等において児童等に対し養育、保護又は支援を行います

- 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合
- 子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合
- 保護者の育児不安、過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- 経済的な理由により緊急一時的に親子保護することが必要な場合
- 親子が次に掲げる支援を必要とする場合
- 保護者のレスパイト・ケア(休息時間を確保するためのサービス)
- 育児不安の解消、養育技術の提供等のための相談・支援
- 育児・家事等の協働による保護者のエンパワーメント支援
- その他親子支援に資する取組

≪利用対象者≫ 町内に住所を有する児童等

- 児童の保護者の疾病
- 育児疲れ、慢性疾患時の看病疲れ、育児不安等の身体上又は精神上的事由
- 出産、看護、事故、災害、失踪等家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会的な事由
- 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- レスパイト・ケアや、児童との関わり方・養育方法等について、児童、要支援保護者の利用が必要であると認めた場合
- 経済的問題等により緊急一時的に児童、要支援保護者の保護を必要とする場合



夜間養護等(トワイライト)事業



保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難になった場合、保護者の育児不安や過干渉等により児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、児童等が次に掲げる支援を必要とする場合その他の緊急の場合において、実施施設等において児童を保護し、生活指導、食事の提供を行います

- 保護者のレスパイト・ケア(休息時間を確保するためのサービス)
- 育児不安の解消、養育技術の提供等のための相談・支援
- 育児・家事等の協働による保護者のエンパワーメント支援
- その他親子支援に資する取組

≪利用対象者≫ 町内に住所を有する児童等

- 児童の保護者の疾病
- 育児疲れ、慢性疾患時の看病疲れ、育児不安等の身体上又は精神上的事由
- 出産、看護、事故、災害、失踪等家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会的な事由
- 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- レスパイト・ケアや、児童との関わり方・養育方法等について、児童、要支援保護者の利用が必要であると認めた場合



≪利用申請≫

子育て支援課 こども家庭センターの窓口にて下記の書類を提出してください。

- 松前町子育て短期支援事業利用(期間変更)申請書
(様式第1号)
- 児童が未就学児の場合は、児童の心身の状況調べ(お子さんの現在の状況)
(未就学児用)
(様式第2号)
- 児童が就学児の場合は、児童の心身の状況調べ(お子さんの現在の状況)
(就学児用)
(様式第3号)

書類は、ホームページに掲載しています。

子育て支援課 こども家庭センター係 (はぐはぐ) の窓口にもあります。

≪基準額表≫

ショートステイ事業 (基準額)

- 2歳未満児 10,700 円
- 2歳以上児 5,540 円



トワイライト事業 (基準額)

- 夜間養護 1,500 円
- 休日預かり 2,700 円

* 居宅から里親宅間又は通学時の児童の付添い
1人につき1日当たり 2,000 円
(児童2人以上を同時に送迎する場合を含む。)

利用料の減免があります。詳細はお問合せください。

≪利用期間≫

利用者の心身の状態、養育環境その他の状況を勘案して必要と認める期間

問い合わせ先

- ≪住所≫ 松前町筒井710-1 松前町総合福祉センター2階
- ≪住所≫ 松前町 こども家庭センター係(はぐはぐ)
- ≪電話番号≫ 089-985-4189
- ≪開所時間≫ 月～土曜日 8:30～17:15(日・祝日・年末年始は閉所)

